

政令第四十二号

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

昭和四十八年五月十七日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き職員となった者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改める必要があるからである。